**Japanese**

国際的調停 条項

**契約条文　概要**

“本契約に関して紛争が生じた場合、本契約当事者はCEDRのモデル調停プロセスを使用し解決を目指します。

別途合意しない限り、調停は一方の契約当事者の調停申請後２８日以内に行われます。

別途合意しない限り、調停者はCEDRが指名します。

調停は[指定の都市/国; 一方の契約当事者の都市/国；その他の都市/国]で行われます。調停の言語は [ 英語 ]です。

この調停プロセスは[　英国　]の法律に従い行われます。

もし調停で紛争が[１４]日以内[あるいはそ書面にて別途同意した期間内]に解決されない場合、紛争は最終的に仲裁で解決されます。

仲裁はCEDRの管轄のもと、仲裁開始時に効力を有するUNCITRAL条例を適用して行われます

仲裁人の人数は[１－３人]です。仲裁の所在地は [ロンドン, イギリス]です.”

**注釈**

このモデル条項は国際契約に適したものですが、調停の所在地/言語/管轄の規定を充分に考慮する必要があります。

この条項は紛争が調停で解決されない場合のCEDRの仲裁プロセスに関するものですが、本契約当事者はその他の仲裁機関の仲裁プロセスを採用することもできます。

この条項は、CEDR の所在地を明白にするため ‘CEDR, ロンドン’と改正できるものとします。

詳細に関してはCEDRのModel ADR Clausesをご覧ください。<http://www.cedr.com/about_us/modeldocs/>